大阪市(大正区役所)と学校法人則天学園大阪動植物海洋専門学校との災害時におけるペットの一時的な収容に関する協定書

大阪市（以下「甲」という。）と学校法人則天学園大阪動植物海洋専門学校（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に規定する地震・風水害その他災害（以下「災害」という。）が大阪市大正区内に発生した場合に備え、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、大正区地域防災計画に基づく応急対策活動として、災害時避難所へのペット同行避難を行うことが困難な被災者に対する安全な避難環境の確保のために甲が実施する対策にかかる乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲は、大阪市大正区内における災害発生時及び避難情報の発令など災害の発生の恐れがある段階において、次の事項について必要が生じた場合は、乙に協力を要請することができる。

(1) 乙の所有する建物における、ペットの一時的な収容と管理

(2) 乙の所有する建物に収容したペットに対する餌の提供

(3) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

２　前項に定める協力の要請は書面によることとする。ただし、緊急の場合は電話その他の方法をもって要請し、後日速やかに書面を提出する。

（協力の実施）

第３条　乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において乙の責任により協力するものとする。

（使用施設）

第４条　乙が活動のために使用する施設は以下のとおりとする。

大阪市大正区三軒家東１丁目７番３号

学校法人則天学園大阪動植物海洋専門学校

（受け入れ条件）

第５条　乙が、第２条に定める協力要請に基づき受け入れることのできるペットは、原則として次に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、第１号については、乙が受け入れ可能と判断した大きさのものに限る。

(1) 犬（小型犬に限る。）、猫、鳥類、げっ歯類、は虫類、両生類、昆虫類であること

(2) 投薬・治療・特殊な給餌その他の特別な対応を要しないこと

(3) 感染症に罹患していないこと

２　前項の規定にかかわらず、乙が受け入れ可能と判断した場合には、同項各号の全部又は一部を満たさないペットであっても受け入れることができる。
３　乙は、次に掲げる状況の場合、ペットの受け入れを断ることができる。
(1) 収容可能数を超えた場合
(2) 飼い主が、乙の指定する用紙に必要な情報の記入を拒むとき
(3) 飼い主が、乙に対し本人確認資料の提示を拒むとき
(4) その他、乙が受け入れ困難と判断したとき

（受け入れ期間）
第６条　ペットの受け入れ期間は、飼い主が災害時避難所に避難した時から、その避難所を退去した時までとする。
２　乙が通常業務を開始する時は、飼い主が災害時避難所に避難中であってもペットの受け入れを終了し、甲と協議のうえ、飼い主にペットの引き取りを求めることがある。
３　乙は、餌の備蓄が無くなった時は受け入れ期間を終了し、飼い主にペットの引き取りを求めることがある。
４　乙は、その他受け入れを継続し難い状況になった場合は、飼い主にペットの引き取りを求めることがある。

（経費の負担）
第７条　第２条に規定する協力要請に対して、乙が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、乙が負担する。
２　乙は、第２条の協力要請に基づく活動により、収容したペットに被害が生じた場合でも、ペットの飼い主に対し、その責任を負わない。但し、乙に故意または重大な過失がある場合は、自らの責任でこれを補償しなければならない。

（規約の策定）
第８条　乙は、甲に確認のうえ、ペットの受け入れにかかる免責事項や損害負担に関する事項、注意事項について定めた規約を作成し、ペットを預かる際にはその飼い主から規約を遵守することに同意する書面の提出を受けることとする。

（災害情報連絡体制の整備）
第９条　甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（情報の交換）
第 10 条　甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し必要に応じて、法令の範囲内において情報交換を行う。

（秘密の保持）
第11条　乙は、この協定に基づき知り得た秘密情報を第三者に漏らしてはならない。

２　乙は、甲の承諾なく、協力を行う上で得られた記録等を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。
３　前２項の規定は、この協定が終了した後においても、同様とする。

（個人情報の保護）
第 12 条　乙は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和５年大阪市条例第５号）その他の個人情報保護に係る関連法令の趣旨を踏まえてその内容を遵守し、個人情報の保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない。

（協議）
第 13 条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

（有効期間）
第 14 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和９年３月 31 日までとする。ただし、有効期間満了の１か月前までに、甲又は乙から書面による更新しない旨の申し出がないときは、有効期間最終日の翌日から起算し、さらに１年間効力を有するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各自１通を保有する。

令和８年 10 月 25 日

甲　大阪市大正区千島２丁目７番 95 号

大阪市

協定担当者　　大阪市大正区長　　村田　哲志

乙　大阪市大正区三軒家東１丁目７番３号

学校法人則天学園大阪動植物海洋専門学校

理事長　　亀井　哲夫